

助 六 通 信

平成15年10月16日 第2号 発行



今月のテーマ

やってきました第2弾！！今月号は食品表示に関するすべてについて、勉強していきましょう。

加工食品の原材料表示と原産地の表示に関しては JAS 法（農林水産省）アレルギー表示と添加物表示に関しては食品衛生法（厚生労働省）で定められています。全ての包装食品に適用されている表示の義務は、JAS法で小売商品のみ適用されることになっています。つまり、バルク品に関しては適用外となります。そして店内加工に関しては表示対象外となっています。ただし、アレルギー表示に関しては、食衛法で全包装食品が対象となっています。遺伝子組み替え表示は、上位3番目以上かつ5%以上が表示義務です。弊社の商品に関しても JAS 法・食衛法の基準を守り、バルク品に対しても含有成分や原材料について表示を行っています。



社員の動き（10月）

23日（木） 社内視力検査
抜き打ちによる手の菌検査



従業員の一言

アレルギー表示や原材料表示にはとても神経を使って確認しています。安心して安全な商品をご提供できるよう今後もより一層厳しく管理していきますので、よろしく願いいたします。

（出荷担当 高瀬 千鶴子）



有限会社

助 六

〒791-3120

愛媛県伊予郡松前町筒井350

TEL (089) 984-1350

FAX (089) 984-3345

リダイヤル (0120) 07-1350

E-mail sukerokusurume@k6.dion.ne.jp